［報告事項］

⑴　地域共助型交通（小さい交通）について

地域共助型交通（小さい交通）の実証モデル事業（案）

○地域共助型交通（小さい交通）実証事業

予算額　2,000千円

公共交通が不便な地域等で、地域住民の助け合いによる輸送や、地域がタクシーを手配し、相乗りによる移動など、地域の自主的な取組を市が伴走しながら支援するもの。（自治会単位等の小さい規模）※既存の公共交通サービスと事前に調整が図られ、共存できる運行事業に限る。

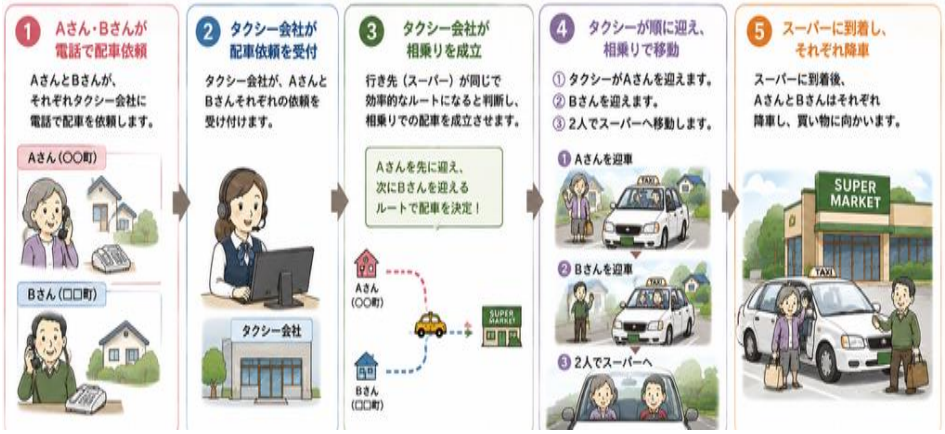
①　相乗りタクシー

地域によるタクシーを活用した相乗りによる移動（自治会等で曜日や時間、目的地などの運行計画を決めて、予約の受付は、タクシー会社が行うことで相乗りでの利用を可能とする。）

○補助対象：自治会が実施する相乗りタクシーにかかる経費（利用者負担分を除く）

【運行イメージ】

- 運行日程、目的地が限定（例：週２回、目的地は○○スーパーなど）
- 自己負担額は、運賃の50%程度（自己負担額＝運賃－市補助金）
- 事前に経路設定を行うため、支払う料金は同一（最低1,000円）
- 自治会単位での運行とし、自治会内で事務局を設置



②　ボランティア輸送（車は自家用車又はレンタカー）

地域住民の助け合いによる輸送（地域のボランティアドライバーが自家用車等でバス停までの送迎等、利用者の送迎を行う。）

※タクシーの配車が困難な地域に限る



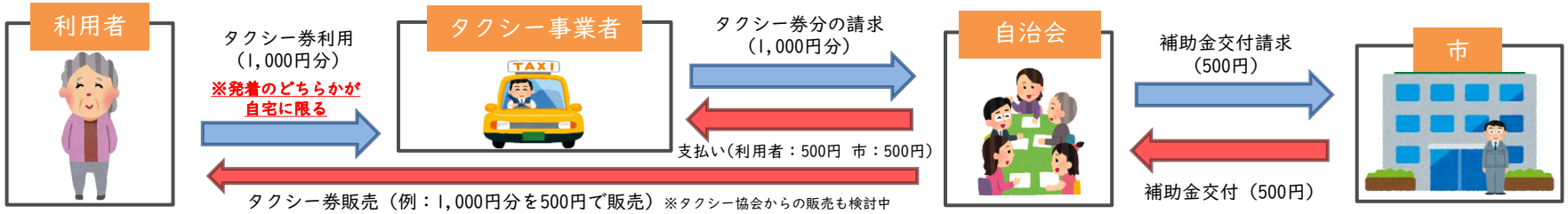
○補助対象：運行にかかる経費　※原則、自治会単位での補助⇒保険料、研修費、事務費、車両維持費（リース料等）などを補助

補助対象経費	経費内容
保険料	自動車保険料（任意保険）
研修費	運転者講習にかかる経費（講習料、資料代、講習開催費）
事務費等	広報費（印刷製本費含む）、消耗品費（事務用品等）等
車両維持費等	①車両リース料、②車両修繕費、自動車関係諸税等 ※補助対象者（自治会）が所有し、かつ補助対象事業の輸送に使用する自動車に限る
燃料費	輸送を行うのに直接要した車両のガソリン代など

③　タクシー券助成

移動困難者へタクシー券を販売（いわき市がタクシー協会と連携協定を締結し、自治会はタクシー券を発行して移動困難者へ販売）

○補助対象：自治会等が移動困難者へ販売し、利用されたタクシー券の経費について補助　※利用者が費用の一部を負担する。



地域共助型交通（小さい交通）の実証モデル事業（案）

○実証開始までのスケジュール

ステップ１

①運営母体の整理
②地域特性・課題・需要の把握
③実施可能な運行内容の調整
④具体的な運行内容の検討
⑤運行事業者等と具体的な運行内容等について調整
⑥関係者間での調整

ステップ２

⑦事業計画作成
⑧協議会への補助申請

ステップ３

⑨地域への周知
⑩実証実施

市へ相談

10月	11月～12月	1月～３月
関係者等との調整	募集開始	募集・相談受付
協議会における報告（本日）		補助申請受付
		補助金交付決定・実証実施

※事業の実施にあたっては、交通事業者と情報共有しながら進めます。